

中期財政見通し

(平成 31 年度～33 年度)

平成 3 0 年 1 2 月

只見町

第 1 中期財政見通しの位置づけ

この中期財政見通しは、現行の行財政制度に基づき、一定の条件のもとシミュレーションを行い、今後の財政運営の指針とするため作成しました。

計画期間を平成 31 年度から平成 33 年度までの 3 年間とし、国や町の財政状況の変化に合わせて、見直す予定である。

第 2 中期財政見通し（一般会計における経常的なもの）

（単位：千円）

	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
町 税	847, 700	820, 700	789, 800
地方譲与税	62, 200	62, 200	62, 200
利子割等交付金	1, 700	1, 700	1, 700
地方消費税交付金	80, 200	85, 300	90, 300
自動車取得税交付金	14, 800		
地方特例交付金	1, 000	1, 000	1, 000
普通交付税	2, 220, 000	2, 240, 000	2, 280, 000
交通安全交付金	700	700	700
分担金・負担金	1, 200	1, 200	1, 200
使用料・手数料	47, 200	47, 200	47, 200
国庫支出金	85, 400	88, 800	92, 400
県支出金	116, 200	118, 500	120, 900
財産収入	16, 700	16, 700	16, 700
諸収入	9, 300	9, 300	9, 300
地方債	145, 000	145, 000	145, 000
歳入合計	3, 649, 300	3, 638, 300	3, 658, 400
人件費	857, 200	857, 200	857, 200
物件費	635, 300	641, 700	648, 100
維持補修費	175, 000	177, 100	179, 300
扶助費	135, 200	131, 100	127, 200
補助費等	470, 500	475, 200	480, 000
公債費	479, 694	539, 512	633, 973
繰出金	279, 100	284, 700	290, 400
歳出合計	3, 031, 994	3, 106, 512	3, 216, 173
歳入歳出差引額※	617, 306	531, 788	442, 227

※投資的・臨時的経費充当財源

第3 財政収支の推計方法

1. 歳入

(1) 町税

固定資産税にかかる大規模償却資産の減価償却及び3年ごとの評価替えの影響などを見込んでいます。

(2) 地方譲与税、各交付金等

地方譲与税・配当割交付金などについては、平成30年度当初予算と同額と想定しました。ただし、地方消費税交付金については、平成31年10月からの消費税改正分を見込みました。また、自動車取得税交付金は平成32年度以降廃止で推計しました。

(3) 地方交付税

普通交付税における基準財政需要額について、平成30年度の算定結果を基に算定方法の見直し等、公債費の増加の影響を考慮しながら推計するとともに、基準財政収入額については町税等の収入見込額を勘案し、交付額を想定しました。

(4) その他の特定財源

使用料、手数料、負担金、諸収入などは、平成29年度決算額を基準に想定しました。

(5) 国・県支出金

平成29年度決算額を基準に、過年度の実績等により推計しました。

(6) 町債

経常的なものとして、臨時財政対策債を見込みました。

2. 歳出

(1) 人件費

職員の給与等は、平成30年度決算見込み額を基準として想定しました。

(2) 公債費

既借入額残高及び新規借入予定額から償還額を推計しました。

(3) 扶助費

児童手当、障がい者医療給付費などを過年度の実績等により推計しました。

(4) その他の経費

公共施設等の維持管理費、修繕費、補助金、負担金、他会計への繰出金など。
平成29年度決算額を基準に、過年度の実績等により推計しました。

第4 財政運営の基本方針

町政運営にあたっては、町民の安全・安心な暮らしを優先に考え、その上で必要な事務事業を選択していくことが必要であります。そのためには、安定的な行財政基盤の確立が必要不可欠であることから、原則として、平成15年度に策定した行財政改革プログラムの方針を踏襲した取組みを継続していくものであります。

第七次只見町振興計画、第4次只見町行政改革大綱等と整合性を図りながら事業の推進及び行財政改革を両立し、次のことに留意し、適切な財政運営を行っていきます。

1. 負担と選択の考えを持ちます

財政の自治とは、住民の負担で住民サービスを支えることです。住民の負担だけで住民サービスを支えきれないので、地方交付税制度があり、本町は交付団体になっています。国は地方交付税に依存しない不交付団体の増加を目指しており、国の財政健全化に向けた取組みの実行により、地方財源を拡充する方向では少なくともなく、今後減額していくことが懸念されます。

厳しい財政状況においては、従来の行政運営を抜本的に見直すとともに住民・集落・地域との協働を推進するなど、効率的な行政経営を推進していくことが求められます。協働とは、それぞれの立場や環境・価値観の違いを理解し、同じ目的に向かってそれぞれが自立して課題を解決していくことです。「町民と共につくる町づくり」を目指し、それを継続していくための行財政改革でなければなりません。

行財政改革の推進には、住民の理解と協力が重要です。その前提として、財政状況や施策内容の情報共有と適切な意見の反映が不可欠となります。

これらを踏まえながら、住民の負担とサービスを考えていきます。これが、「負担と選択」という考え方です。

2. 経費の削減を行います

これまでも経常的経費の削減を行ってきましたが、只見町の創生プロジェクト予算に重点配分するため、より一層厳しいレベルで経常的経費の見直し並びに投資的経費の削減を行います。

人件費の見直し、物件費の節約をはじめ補助費等、扶助費、繰出金の見直し、投資的経費であっても事業の精選、単独事業費の見直しを行います。

事業の精選については、住民の意見を反映し、計画策定(Plan)→実施(Do)→検証(Check)→見直し(Action)のサイクルに基づき不断に事務事業の正当性の検証を行います。

歳出の無駄や非効率を放置して、住民の負担増につながることの無いようゼロベースからの歳出見直しを基本姿勢とします。

3. サービスとコストの適正化を目指します

真の財政健全化のためには、普通会計の適正化だけに留まらず、特別会計の財政健全化に努めなければ意味がありません。

繰出金（特別会計では繰入金）の中身を精査し、赤字補てんの繰出金については、その原因を究明し、住民に納得の得られる透明性の高いルールでの繰出に留め、そのためのサービスとコストの適正化を目指します。

上下水道事業については、経営健全化のため、企業経営者の視点から中期的な経営計画を策定します。

4. 自主財源を適正確保します

歳出削減による財政の健全化を進める一方、効率的な財政運営を支える自主財源についても適正な確保に努めます。

限られた財源の有効活用に努め、安易に住民に負担増を求めることのない自主財源の調査、研究を行います。

第5 行財政改革プログラムの具体的方針の踏襲

中期財政見通しを確立するために、行財政改革プログラムの具体的方針を踏襲し、以下の行財政改革に取り組めます。

1. 小さな行政組織の構築

スリムで効率的な組織を構築し、将来の財政環境の変化に弾力的に対応できる行政組織の確立を目指します。

（1）行政組織機構について

- 簡素で効率的な組織の構築
- 定員管理計画による定員管理
- 各種審議会、委員会等の統廃合

（2）人材の育成と職員の意識改革について

- コスト意識と顧客意識の醸成
- 職員の能力向上（政策形成能力、説明能力等）
- 地域内外交流会等への参加などを含む研修の充実

2. 人件費等を抑制します

時代に即した行政需要を考慮し適切な定員管理に努め、人件費抑制に取り組めます。また、諸手当、旅費規程、各種報酬の見直しや委員会等の統廃合についてはこれまでも削減を実施しているところですが、社会情勢や実態を踏まえた見直しを行い、更に削減を図ります。

物件費、維持補修費等についても削減を実施してきましたが、今後も継続して取り組み、コスト意識の徹底と抜本的見直しにより更に節減に努めます。

3. 事務事業の見直しをします

「町民の福祉の向上」のために行政体があり、事業を実施するわけですが、併せて「財政の健全化」も求められています。二つの目標を達成していくために PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）による業務の精選を行います。

実効性のある PDCA サイクル確立のため、計画立案、予算要求、事業実施の年間スケジュールに沿った手順を具体化して組み込み、確実に実行します。

事務事業実施の基本的判断基準は次のとおりです。

- ①目的の明確化（趣旨、目的は何か）
- ②効果の予測（どのような効果が期待されるか）
- ③費用対効果の判断（効率的な内容か）
- ④緊急度の判断（いつ実施すべきか）
- ⑤終期の設定（いつまで実施すべきか）

更に以下の基本方針に従い、業務の精選と洗練を行います。

「事務事業の精選・洗練に関する基本方針」

（1）公共の利益にかなっているか

- ①不特定多数の人に便宜を与えるものであるか
- ②特定少数の利益のためとならないか

（2）他の行政機関が行うべき事業か

- ①町が直接実施すべきか
- ②他の行政機関が果たすべき役割ではないか

（3）町が行うことが正当で必要か

- ①本当に町の財源により行うべき必要性があるか
- ②どうしても町税を投入して行うべき事業か

（4）部分的または全体を民間が行うことができないか

- ①行政の直接実施でなければ効果が発揮できない事業か
- ②外部委託、民間委託が出来ない事業か

（5）事業を継続するのであれば効率的な手段はあるか

- ①投入した金額に見合う効果を発揮しているか
- ②更に効率的な事業実施方法はあるか

（6）これからの厳しい財政状況でも支出する意味があるか

- ①限られた財源の中でも実施する必要性のある事業か

②他の事業に優先してでも実施すべき事業か
以上の方針に従い、事務事業の評価制度を検討します。

4. 補助費等及び扶助費を抑制します

これまでも予算編成方針に基づき削減を実施してきましたが、更に見直しを図ります。補助金については、個別にその果たす役割・効果等の再点検と再評価を行い、効果の乏しい補助、不明確な補助、緊急性が低下した補助、団体補助、少額補助については、廃止・縮減を図ります。また、その他補助についても終期設定、金額改定などの見直しを行います。

各種団体等への負担金については、その目的、効果が十分達成されているか精査を行い、団体等への加入の適否を判断します。

- ①一旦ゼロベースから思考する。
- ②所期の目的は何か。達成されたものは廃止。
- ③年数を経過しているものは効果面から検討し、廃止。
- ④必要なものでも実勢を十分考慮する。
- ⑤何のためか、もう一度問い直す。

5. 委託の内容を点検します

委託事業については、内容を精査して効果の判断をします。

- ①一旦ゼロベースから思考する。
- ②委託の可否の選択（個人情報や専門性の有無）。
- ③委託の効果（委託により、減額となる経費は何か）。
- ④積算は適切か（単価、人員、日数等の積算根拠は妥当か）。

6. 特別会計への繰出金を抑制します

簡易水道特別会計の公債費繰出金は、繰出基準に基づき従来同様に1／2を原則とします。集落排水事業特別会計への公債費繰出金は、現行全額一般会計負担としておりますが、交付税措置分相当額の繰出を目指し収支改善を図ります。（繰出基準によるものがあれば別途見込む）。また公営企業の趣旨により経常的経費の繰出は行いません。

- ①公債費分は、原則国が定める繰出基準に基づき繰出を行います。
- ②経常的な繰出と事業的な繰出に分類します。
- ③経常的繰出は、赤字補てん繰出と繰出基準分に分類します。
- ④事業的繰出は、竣工年度、総事業費を確認します。
- ⑤赤字補てん繰出は原因を究明し、早期解消に努めます。

7. 投資的経費を見直します

事業の目的、内容、緊急度、費用対効果を十分に検証し、事業規模の見直しを行い、事業費の縮減を図ります。

特に単独事業については、事業の取捨選択を行い一層の削減を図ります。補助事業においても事業効果を十分精査し、今後の発展の基礎となる事業や町を活性化する事業に重点化します。

また、事業に係る設計や仕様、入札制度等の見直しを図ります。

8. 公債費を抑制します

公債費については、過去に実施した大規模施設等の影響により財政圧迫の要因となります。前述の事務事業の見直し、投資的経費の見直しを行い、本当に必要とする事業のみに重点化することにより、当該年度の償還元金以下に新規借入を抑制し、起債残高を削減して財政構造の改善を図ります。

起債事業については、世代間負担の公平性の観点から、後世に過度の負担を課すことのないよう、事業の必要性、実施時期を総合的に判断した上で計画的に実施します。

また、高金利等の不利な条件の起債については、適宜判断して、可能な限り繰上償還を実施します。

9. 住民負担について見直します

行政サービスの提供において、税制度による公平な負担が保たれない事務事業については、受益と負担の原則に基づき見直しを図ります。

施設使用料等については、利用者負担の公平性確保の観点から、社会全体が負担すべきものか、受益者が負担すべきものか、対応する経費との均衡を検討して見直しを図ります。

手数料については、法令に基準があるもののほか、特定の方に対する事務手数料等について内容を考慮して検討を行い、見直しを図ります。

10. 町税の適正課税と収納率の向上に努めます

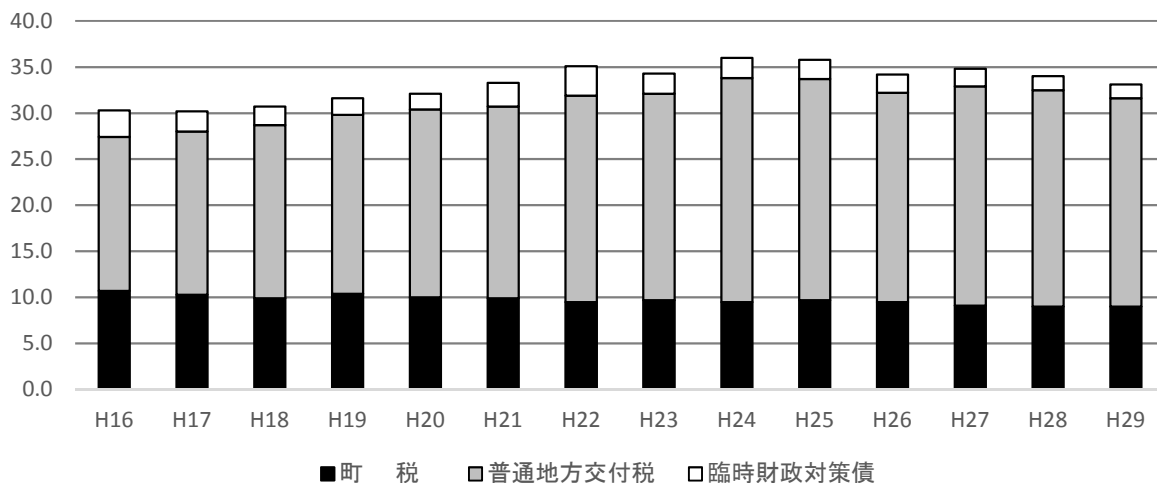
- ①納税組合による収納と口座振替制度への移行後の収納率向上対策
- ②収納率向上のための庁内体制の確立
- ③家屋全棟評価の検討
- ④新たな財源の確保
- ⑤ペイジーなどの新たな収納方法の検討

第6 財政状況

1. 町税と普通地方交付税の推移

(単位：億円)

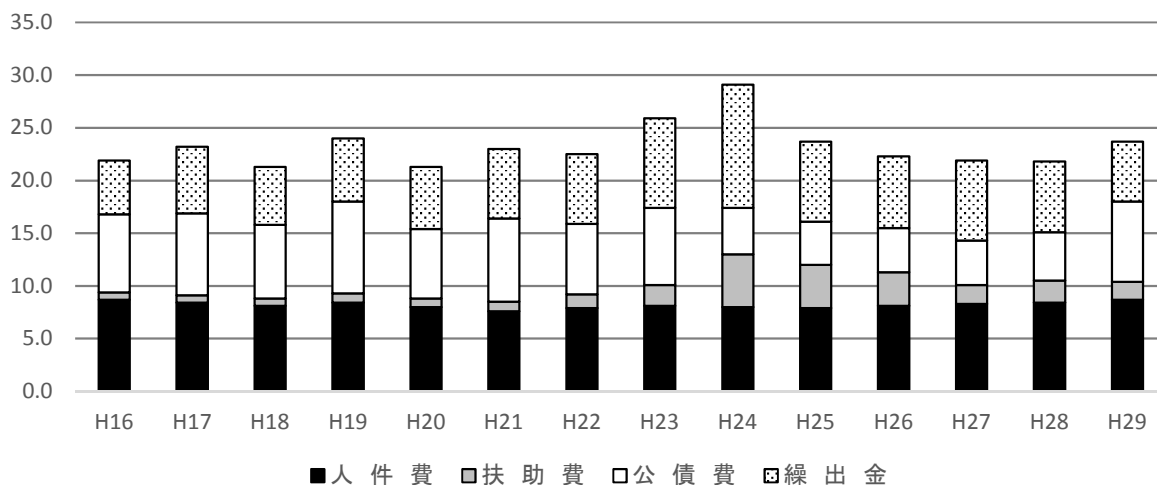
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
町 税	10.0	9.9	9.5	9.7	9.5	9.7	9.5	9.1	9.0	9.0
普通地方交付税	20.4	20.8	22.4	22.4	24.3	24.0	22.7	23.8	23.5	22.6
臨時財政対策債	1.7	2.6	3.2	2.2	2.2	2.1	2.0	1.9	1.5	1.5
計	32.1	33.3	35.1	34.3	36.0	35.8	34.2	34.8	34.0	33.1



2. 性質別歳出状況（抜粋）

(単位：億円)

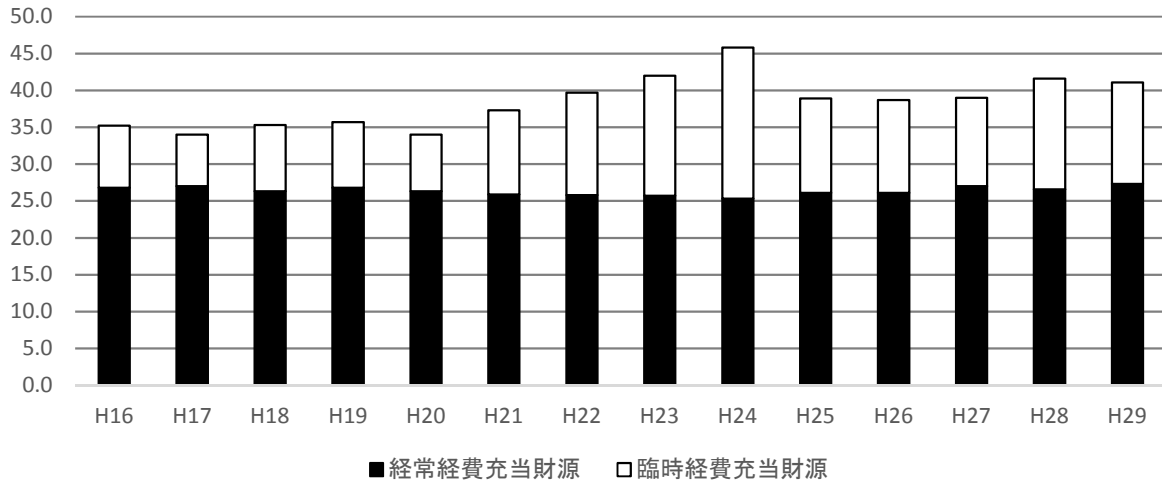
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
人件費	8.0	7.6	7.9	8.1	8.0	7.9	8.1	8.3	8.4	8.7
扶助費	0.8	0.9	1.3	2.0	5.0	4.1	3.2	1.8	2.1	1.7
公債費	6.6	7.9	6.7	7.3	4.4	4.1	4.2	4.2	4.6	7.6
繰出金	5.9	6.6	6.6	8.5	11.7	7.6	6.8	7.6	6.7	5.7
計	21.3	23.0	22.5	25.9	29.1	23.7	22.3	21.9	21.8	23.7



3. 一般財源充当の状況

(単位：億円)

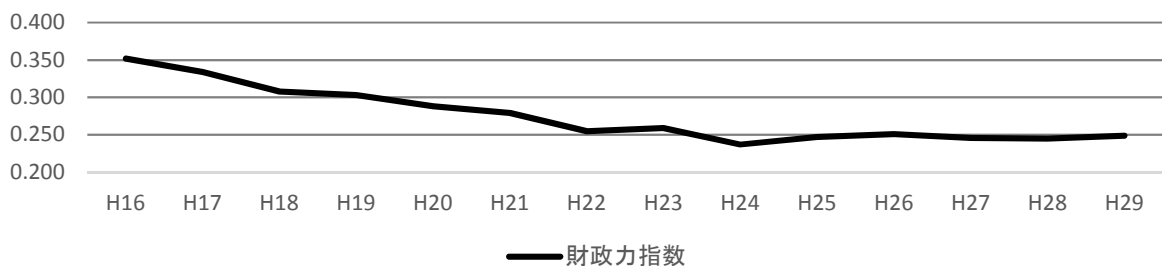
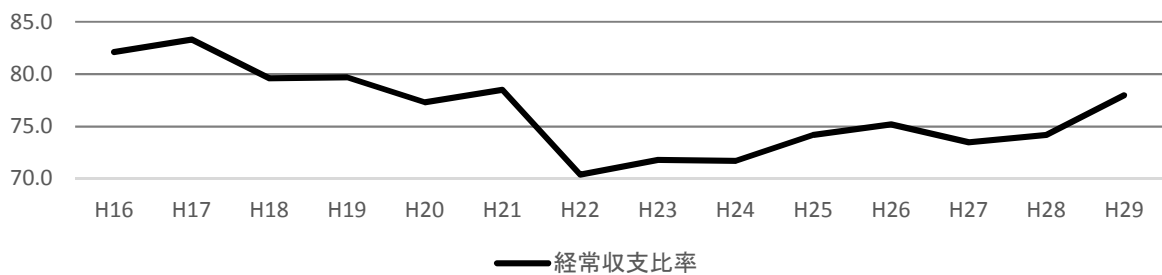
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
経常経費充当財源	26.3	25.9	25.8	25.7	25.3	26.1	26.1	27.0	26.6	27.3
臨時経費充当財源	7.7	11.4	13.9	16.3	20.5	12.8	12.6	12.0	15.0	13.8
計	34.0	37.3	39.7	42.0	45.8	38.9	38.7	39.0	41.6	41.1



4. 各種財政指標

(単位：% ただし、財政力指数に%は用いない)

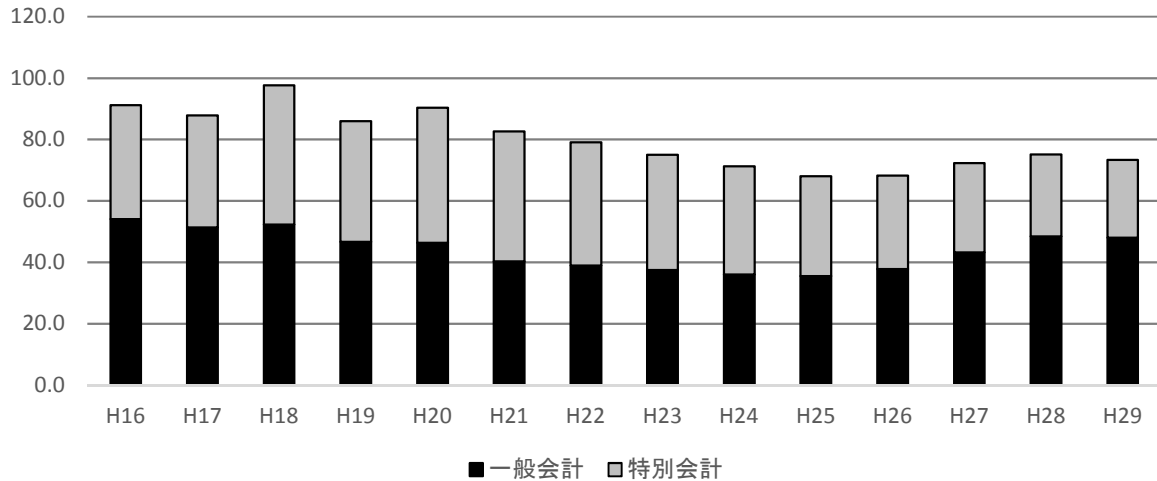
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
経常収支比率	77.3	78.5	70.4	71.8	71.7	74.2	75.2	73.5	74.2	78.0
実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
実質公債費比率 (3ヶ年)	11.3	9.6	6.8	5.0	3.9	3.7	3.5	2.9	3.1	3.2
実質公債費比率 (単年度)	9.2	7.7	3.7	3.7	4.4	3.1	3.1	2.6	3.7	3.6
将来負担比率	26.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
財政力指数	0.288	0.279	0.255	0.259	0.237	0.247	0.251	0.246	0.245	0.249



5. 町債残高の推移

(単位：億円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
一般会計	46.4	40.3	39.0	37.5	36.1	35.5	37.8	43.3	48.5	48.1
特別会計	44.0	42.4	40.1	37.5	35.2	32.6	30.5	29.0	26.7	25.3
計	90.4	82.7	79.1	75.0	71.3	68.1	68.3	72.3	75.2	73.4



6. 積立基金残高の推移

(単位：億円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
財政調整基金	4.5	4.5	8.2	9.4	10.2	11.2	11.9	12.5	11.4	10.6
減債基金	4.1	7.6	8.0	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.2
その他特定目的基金	16.2	16.7	18.9	20.5	34.0	38.4	35.1	34.0	33.3	32.3
計	24.8	28.8	35.1	36.8	51.0	56.5	53.9	53.4	51.6	49.1

